第Ⅲ章 多様で健全な森林の整備・保全

1 多様で健全な森林の整備

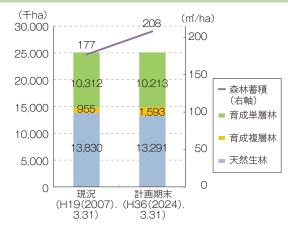
(1)適切な森林整備の推進

- ○地球温暖化防止や生物多様性保全など森林のもつ多面的機能の発揮を確保していくため、多様で健全な森林づくりを進めることが重要。
- ○人工林は資源として本格的に利用が可能となる段階。また、森林整備の面からみると、 広葉樹林化・長伐期化など多様な森林整備を推進する上で分岐点となる重要な時期。
- ○このような我が国の森林・林業をめぐる状況の変化等を踏まえ、平成21(2009)年4月、 全国森林計画に掲げられた森林の整備及び保全の目標の計画的かつ着実な達成に資する ため森林整備保全事業計画を策定。

森林のもつ多面的機能



森林整備及び保全の目標



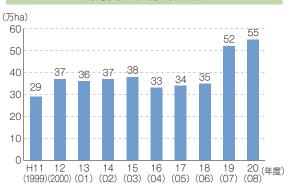
資料:全国森林計画 (平成21 (2009)年10月21日閣議決定)より作成

- ○我が国の約2,500万haの森林の蓄積は、昭和20年代と比較して2倍以上の約44億㎡となるなど量的には充実。間伐等の森林整備を計画的に実施していくことが重要。
- ○林野庁は、団地の設定による間伐の共同実施、間伐の実施に必要な作業道等の整備、間 伐材の公共事業等への活用などの総合的な間伐対策を推進。
- ○京都議定書目標達成計画に定める1,300万炭素トン(第1約束期間の年平均値)の森林 吸収量を確保するための追加財政措置を講じること等により、平成20(2008)年度に は55万haの間伐を実施。



資料: 林野庁業務資料

間伐の実施状況



資料: 林野庁業務資料

注:平成19(2007)年度より森林吸収源対策としての間伐を実施している。

- ○林野庁は、少花粉スギ等の苗木の生産量の増大を図るため、品種開発を加速化するため の技術開発など花粉の少ない森林づくりに向けた取組を推進。
- ○平成22(2010)年は「国際生物多様性年」であり、名古屋市で生物多様性条約(CBD)第10回締約国会議(COP10)が開催される節目の年。林野庁では、平成20(2008)年12月、外部有識者からなる「森林における生物多様性保全の推進方策検討会」を設置。同検討会は今後の望ましい森林・林業施策の方向性等について提言。

花粉の少ない森林づくりに向けた取組

少花粉スギ等の苗木の供給体制の整備

▒ 人工交配による無花粉スギ品種の開発促進



人工交配の様子

※ ミニチュア採種園の整備や新たなさし木生産 技術(マイクロカッティング)の普及





ミニチュア採種園

ミニチュア採種園とは、ジベ レリン処理を行うことにより、 小面積で大量かつ早期に種子 の生産が可能な手法。

マイクロカッティング

マイクロカッティングは、苗^{*} 木等からさし穂を採取し、同 形質の個体の増産を図る手法。

【少花粉スギ等の苗木の供給量】 H20年度 74万本 →H29年度(目標) 1,000万本

資料: 林野庁業務資料

「森林における生物多様性の保全及び 持続可能な利用の推進方策 | の概要

我が国は国土の3分の2を森林が占めるなど、森林そのものが国土の生態系ネットワークの根幹としての役割を担い、我が国の豊かな生物多様性を維持。

森林管理としては、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の面的広がりにおいて、その土地固有の自然条件、立地条件下に適した様々な植生のタイプが存在し、地域の生物相の維持に必要な様々な遷移段階の森林がバランスよく配置されることが重要。

生物の多様性が科学的に解明されていない要素が多くあることを十分認識した上で、当初の予測どおりとならない事態も起こり得ることを、あらかじめ管理システムに組み込み、常にモニタリングを行いながらその結果に合わせて対応を変える順応的管理の考え方が重要。

規制的な措置とともに、森林生態系の生産力の範囲内で持続的な林業活動を促す奨励的な措置を講じることによって、様々な林齢からなる多様な森林生態系を保全することが生物多様性の確保に寄与。

資料: 林野庁業務資料

(2)国民参加の森林づくり等の推進

- ○森林ボランティア団体数は平成20(2008)年度には2,357団体に増加。また、CSR(企業の社会的責任)活動の一環としての森林づくり活動が活発化。
- ○3年目を迎えた「美しい森林づくり推進国民運動」では、①平成24(2012)年度までの6年間に計330万haの間伐の実施、②100年先を見据えた多様な森林づくりの推進を目標として、民間主導により様々な取組を展開。
- ○森林の整備等を目的とした地方公共団体による独自課税の取組が増加。平成15(2003) 年度に最初に導入されて以降、平成21(2009)年度までに30県で導入。

森林ボランティア団体数の推移



資料: 林野庁業務資料

独自課税の使途

事業内容	合 計
森林整備(主に水源地域)	30県
普及啓発	27県
森林環境学習	22県
ボランティア支援	22県
里山整備(主に集落周辺の里山林)	19県
地域力を活かした森林づくり(公募事業)	16県
木材利用推進	13県
間伐材搬出支援	10県
試験研究	6県

資料:林野庁業務資料

- 注1:「森林整備」の主なものは、荒廃した人工林を混交林化するための強度間伐の実施。
- 注2:「里山整備」の主なものは、里山林での間伐や広葉樹植栽、竹林での密度調整。

2 国土の保全等の推進

(1)保安林の適切な管理の推進

○水源のかん養や災害の防備等、森林のもつ公益的機能の発揮が特に要請される森林については計画的に保安林に指定。保安林の面積は平成20(2008)年度末において1,191万ha(全国の森林面積の48%、国土面積の32%)。

(2)地域の安全・安心の確保を図る治山対策の展開

○平成21(2009)年7月、中国・九州北部豪雨等により、大規模な山腹崩壊や土石流などによる激甚な被害が発生。林野庁では、森林の保全を図る施設の整備や森林の造成等と併せて、地域と密着した治山対策を推進。

保安林面積の推移 (万ha) 1,200 1,1651,1761,1881,191 1,000 800 683 706 732 600 400 254 200 S30 35 40 45 50 55 60 H2 7 12 17 18 19 20 (年度) (1955)(60) (65) (70) (75) (80) (85) (90) (95)(2000)(05) (06) (07) (08)

平成21(2009)年に発生した山地災害

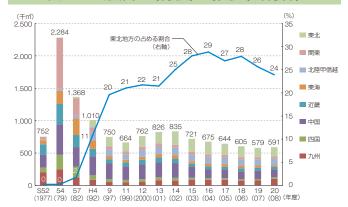


平成21(2009)年7月 中国・九州北部豪雨による被害(山口県防府市)

(3) 森林病害虫・野生鳥獣被害対策等の推進

- ○松くい虫被害量はピーク時の4分の1程度の水準であるが、我が国の森林病害虫被害の中では最大の被害量。林野庁では防除対策として天敵微生物を用いた新たな伐倒駆除方法を導入。
- ○「ナラ枯れ」被害地域は、新たに大阪府・岡山県・宮城県で被害が発生し27府県にまで拡大。被害の拡大防止のため「ナラ枯れ」に関する知識の普及や被害木の駆除等の防除対策を推進。
- ○野生鳥獣による森林被害の約6割はシカによる被害。野生鳥獣による森林被害に対しては、被害防止施設の設置や個体数の調整を中心とした対策を実施。

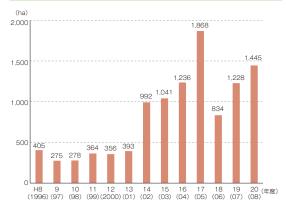
松くい虫被害量(材積)の推移(民有林)



資料: 林野庁業務資料

資料: 林野庁業務資料

「ナラ枯れ」被害量(面積)の推移



資料:林野庁業務資料

3 国際的な取組の推進

(1)世界の森林の動向

○世界の森林は、アフリカと南米でそれぞれ年平均400万ha以上減少する一方、アジアにおいては年平均100万ha増加、ヨーロッパにおいても1990年代に引き続き増加するなど、全体として、2000年から2005年までの5年間で年平均730万ha減少。

(2)国際的な取組の推進

- ○途上国の森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの排出を削減すること(REDD)が、気候変動対策を進める上で重要な課題。林野庁は、途上国の森林減少・劣化対策に関する取組の現状や今後の課題について、専門家と意見交換を行う国際セミナーを開催。
- ○違法伐採対策は世界の持続可能な森林経営を推進する上で重要。我が国は国際的な議論 や協力を通じ積極的に違法伐採対策を推進。

違法伐採問題

「違法伐採」について、現在、明確な定義は存在しないが、一般に、各国の法令に違反して行われる森林の伐採を指すとされる [主な背景]

- ■国内における政治的・経済的混乱等により、法執行体制が弱まっていること
- ●低コストで生産された違法伐採木材を持ち出すことにより、大きな利潤が見込まれること (生産される木材のうちインドネシアで50%以上、ロシアで約20%が違法伐採木材であると言われている)

影響

- ※無生産国における持続可能な森林経営の阻害、森林減少・劣化
- ◎正当なコストを支払っていない、違法伐採木材、木材製品が国際 市場で流通することによって輸入国の持続可能な森林経営を阻害
- ●本来、環境にやさしい資材である木材への信頼性の低下、他資材への転換

対応

木材生産国・加工国・消費国の各取組・協力

∞国内法の整備

政府調達制度/違法伐採木材製品等を市場から排除する法的措置

資料: 林野庁業務資料

途上国の森林減少・劣化対策に関する国際セミナー



2010年3月開催(東京都千代田区)

(3)我が国の国際協力

○我が国は、技術協力や資金協力等の二国間協力、国際機関を通じた多国間協力等により、 持続可能な森林経営を推進するための国際協力を推進。

独立行政法人国際協力機構(JICA)を通じた技術協力プロジェクト(累計)

地 域	国 数	終了件数	実施中件数	計
アジア・大洋州	14か国	52	11	63
中南米	11 か国	18	7	25
アフリカ	8 か国	13	3	16
合 計	33 か国	83	21	104

資料: 林野庁業務資料 注1:2009年4月1日現在

注 2:終了件数については1976年から2009年3月までの実績。